

# 連載 野尻哲史の 新しい時代の 「資産活用」

合同会社  
フィンウェル研究所  
代表  
野尻 哲史



資産収入はあくまで脇役

## 1 退職とは

退職後の生活は、  
生活費＝勤労収入+年金収入+資産収入…①

で構成される。これは現役時代が、

勤労収入＝（現在の）生活費+資産形成（＝将来の生活費に充当）…②

で示されるのとは大きく違う。特に、現役時代では勤労収入が等式の中心であるのに対して、退職後は生活費が中心に変わることは、本人自身のみならず、アドバイザー（現役世代が多いと思われる）もしっかりと理解しておくべき視座だと考える。

少し脱線するが、これを前提にすると、退職の定義もしやすくなる。現役時代は②の等式を念頭に置くと、「勤労収入＞生活費」だが、退職後は①の等式から「勤労収入＜生活費」となる。すなわち、退職は「生活費が勤労収入より多いか少ないか」で見るわけだ。定年を迎えて仕事から完全にリタイアすれば、当然「退職」となるが、「退職後も少し仕事を続ける」といった表現があるように、退職が明確でない場合にも、「勤労収入＜生活費」

であれば、お金との向き合い方では「退職」と考えるべきだ。さらに、同じ会社に勤めていても、役職定年で年収が大きく下がる中、生活費の水準をコントロールできず「勤労収入＜生活費」であれば、保有資産を取り崩す退職後の生活と同じになる。

## 2 三つの収入のバランスを取る

前回のこのコラムでは、生活費の削減が考えているほど簡単ではないことをまとめた。つまり、①の式から見れば、三つの収入を増やすしかないということだ。しかし、退職した後になって年金受給額を増やすには繰り下げ受給くらいしか策がなく、勤労収入にも年齢的な限界がある。結果、資産収入への依存度が高まることになる。ただ資産寿命を延ばしたいと考えるなら、資産の過度な取り崩しも避けなければならない。資産収入を退職後の生活の“主食”にするわけにないだろう。そこで必要なのが、三つの収入のバランスを取ったポートフォリオ的なアプローチだ。

2022年弊社実施の「60歳代6000人の声」アンケートから、60歳代は実際にどうやって、勤労収入、年金収入、資産収入のバランスを取っているのかを探った。三つの収入をそれぞれ、「働いている」＝勤労収入がある、「年金を受給している」＝年金収入がある、「資産運用をしている」＝資産収入があるとして、年齢に分けて集計した。

明らかな点は、三つとも収入があると回答した人は全体のわずか6.1%と少な

〔図表1〕 勤労収入・年金収入・資産収入の関係

(単位：人、%)

勤労	年金	資産運用	60-64歳	構成比	65-69歳	構成比	合計	構成比
○	○	○	142	3.8%	252	9.2%	394	6.1%
○	×	○	650	17.3%	72	2.6%	722	11.1%
○	×	×	944	25.2%	92	3.4%	1036	16.0%
○	○	×	195	5.2%	359	13.1%	554	8.5%
×	○	○	289	7.7%	746	27.3%	1035	16.0%
×	○	×	395	10.5%	1071	39.2%	1466	22.6%
×	×	○	403	10.7%	38	1.4%	441	6.8%
×	×	×	685	18.3%	61	2.2%	746	11.5%
合計			3752	100.0%	2734	100.0%	6486	100.0%

(注) 勤労、年金、資産運用の○はそれぞれ「働いている」、「年金を受給している」、「資産運用をしている」を示す。×はそれぞれ行っていないことを示す。合計にはそのほか含まれるため一致しない。(出所) 「60代6000人の声」合同会社フィンウェル研究所・2022年

いことだ。一方で、資産運用だけを収入にしている人は60歳代全体で6.8%と、こちらも極めて少ないことも分かる。多くの60歳代が、複数の収入を糧にしていると言えるだろう。

### 3 60歳代前半は勤労収入、後半は年金収入が“主食”

60歳代前半と後半に分けてみると、勤労収入があると回答した60-64歳は全体の51.5%となった。決して高い水準ではないが、年金支給年齢の引き上げ途上であり、特別支給を受けている60歳代前半もいるため、勤労収入を当てにしていない人もいるのかもしれない。65-69歳では働いている人は28.3%にとどまった。ちなみに、2022年9月18日に総務省統計局が発表した高齢者の就業データでは、65-69歳の就業率は50.3%と半数を超えていたが、このアンケート結果ではそれよりもかなり低めになっている。

一方、年金収入は60-64歳では27.2%が受け取っている。意外に高いが、現在は受給年齢引き上げに伴う特別支給が始まっている人が数値を押し上げているようで、60-62歳では10.7%と受給者比率は低い、63歳で50.2%、64歳で63.3%

と比率は高くなっている。一方、65-69歳では88.8%が受け取っている。

60歳代前半は勤労収入、後半は年金収入が退職後の収入の柱になっていることが分かる。

### 4 60代の4割で資産収入

一方、資産運用をしている人(=資産収入があると見なしている)は60-64歳では39.5%、65-69歳では40.5%と、年齢に関係なく約4割の人が資産収入を得ている姿が浮かび上がる。

ここから三つの収入の組み合わせパターンを見たのが、〔図表1〕である。60歳代前半の年齢層では、最も構成比が高いのは勤労収入だけとしている人で25.2%だが、その次は勤労収入と資産収入の二つを使って生活している17.3%の人だ(全て収入がないと回答した18.3%を除く)。60歳代後半では同様に年金収入だけと回答した人は39.2%と最も多いが、次は年金収入と資産収入の二つで生活している27.3%の人である。

### 5 60歳代後半で年金収入だけの人が4割に

資産収入は、それだけで退職後の生活

をカバーするものではなく、勤労収入や年金収入との組み合わせで生活を豊かにする大事なパートナーであることを念頭に置くべきだろう。それが資産活用の現実的な考え方であり、資産寿命の延伸策の要諦でもある。また、資産収入が三つの収入の中核になるような考え方はできるだけ避けた方が良い。アンケート結果からも、資産収入だけの一本足の比率は、60歳代前半では10.7%と一定水準がある

ものの、後半になるとわずか1.4%となる。年金を受け取れるようになるまで資産収入を主軸にして何とか持たせるといったアプローチでは、人生の後半が年金受給だけが支えとなりかねない。これはできるだけ避けたいところだ。しかし、アンケート結果からは、60歳代後半、年金だけの一本足生活は39.2%と非常に高くなっている。この点は大きな課題ではないだろうか。

のじり さとし 1959年生まれ。国内外の証券会社調査部を経て、2006年から大手外資系運用会社で投資啓蒙活動を行う。2019年5月の定年を機に合同会社フィンウェル研究所を設立し、代表に。資産の取り崩し、地方都市移住、勤労などに特化した啓発活動をスタート。日本証券アナリスト協会検定会員、日本FP学会、行動経済学会などの会員。著書には『IFAとは何者か〜アドバイザーとプラットフォームのすべて』（金融財政事情研究会）、『老後の資産形成をゼットイ始める！と思える本』（扶桑社）、『定年後のお金』（講談社+α新書）、『脱老後難民 英国流資産形成アイデアに学ぶ』（日本経済新聞出版社）など多数。

# 信託の法務と実務 7訂版

三菱UFJ  
信託銀行 [編著]  
A5判・上製・888頁  
定価9,020円(税込)

信託業務のすべてを網羅した最も信頼できる「信託の教科書」7年ぶりの改訂

- ◆ 信託の意義、歴史から各種業務、商品内容にわたり、信託銀行の第一線担当者が豊富な経験をもとに詳述。
- ◆ 民法(債権法・相続法)など関連法の改正内容を反映。フィデューシャリー・デューティーの章を追加し、代理出金機能付信託、セキュリティトークン、情報銀行等、高齢化社会の進展、デジタル化の進展に伴い誕生した新たな信託商品・取引についても解説。
- ◆ 信託銀行、金融機関の担当セクションはもちろん、弁護士・司法書士・会計士・税理士等、関係者必携の一冊。

## ● 主要目次 ●

### 第1編 信託の法務

- 第1章 信託の概念
- 第2章 信託とフィデューシャリー・デューティー(信託義務)
- 第3章 信託の法律
- 第4章 信託の設定
- 第5章 信託財産
- 第6章 受託者
- 第7章 受益者
- 第8章 信託管理人・信託監督人・受益者代理人
- 第9章 委託者
- 第10章 信託の変更・併合・分割
- 第11章 信託の終了・清算
- 第12章 新たな類型の信託
- 第13章 公益信託
- 第14章 信託銀行に関する主要な法規制
- 第15章 信託の会計と税務

### 第2編 信託の実務

- 第1章 信託の実務と現況
- 第2章 金銭の信託
- 第3章 合同運用指定金銭信託
- 第4章 単独運用指定金銭信託
- 第5章 特定運用金銭信託
- 第6章 企業年金信託
- 第7章 確定給付企業年金信託
- 第8章 国民年金基金
- 第9章 確定拠出年金信託
- 第10章 退職給付信託
- 第11章 証券投資信託
- 第12章 証券信託
- 第13章 有価証券の信託
- 第14章 信託社債
- 第15章 ESOP信託・BIP信託
- 第16章 JDR
- 第17章 不動産の信託
- 第18章 金銭債権の信託
- 第19章 エスクロー信託
- 第20章 特定障害者扶養信託
- 第21章 特定寄附信託
- 第22章 後見制度支援信託
- 第23章 教育資金贈与信託
- 第24章 資産承継型特約付金銭信託
- 第25章 公益信託
- 第26章 代理出金機能付信託
- 第27章 新しい取組み
- 第28章 信託銀行の付随業務
- 第29章 信託銀行の貸出業務
- 第30章 信託銀行の国際業務



一般社団法人 金融財政事情研究会 お申込先→株式会社 きんざい 〒160-8520 東京都新宿区南元町19  
電話(03)3358-2891(直) FAX(03)3358-0037